

↑平成29年↑

はじめてのマイホーム購入

〈税金ガイド〉

～今年だから使える!! 知っておきたい特例&メリット～



1

住宅ローン控除とは?

平成29年の入居で最大400万円(500万円)が戻ります!

2

住宅取得等資金についての贈与税の特例

親などからの資金援助で最大3,200万円(3,700万円)非課税に!

3

すまい給付金で負担を軽減

消費税率上げによる負担をカバーする制度が充実!

4

マイホームを売却したときの特例

売却益でも売却損でも税金が軽減!

5

マイホームと消費税

消費税の対象となるものとならないものを確認!

6

相続税は大增税時代へ

平成27年の相続から、相続税の基礎控除額が4割縮小!

7

マイホームの購入時、購入後にかかる税金の特例

印紙税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税が軽減!

※このパンフレットは平成29年4月1日現在の法令をもとに作成したものです。詳しい内容は専門家へご確認ください。